

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（告示の方法）</p> <p>第21条 委員会の告示は、<u>鳥取県公報に</u>登載して行う。ただし、急を要するときは、<u>県庁の掲示場に</u>掲示するとともにインターネットを利用して閲覧に供する方法をもってこれに代えることができる。</p>	<p>（公布の方法）</p> <p>第21条 委員会又は委員長の公布する鳥取県選挙管理委員会規則及び告示は鳥取県公報に登載するをもってその公布方法とする。但し、急を要するときは日本海新聞の公告をもってこれに代えることができる。</p>

附 則

この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。